

広島県文化財保護審議会 史跡・埋蔵文化財部会 会議議事録

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 8 日（金）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
- 2 場 所 福山市役所（福山市東桜町 3 番 5 号）
- 3 出席者 委員：鈴木部会長，藤野部会長職務代理者，岡崎委員，岸委員
（秋山委員，熊原委員，佐竹委員は欠席）
事務局：沖埋蔵文化財係長，中山指導主事
- 4 審議内容 広島県史跡松本古墳の追加指定について

5 会議の内容

鈴木部会長	ただ今から広島県文化財保護審議会史跡・埋蔵文化財部会の会議を開会いたします。 本日は，史跡・埋蔵文化財部会委員 7 名のうち 4 名が御出席ですので，広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第 7 条第 2 項の規定により，会議は成立いたします。 開会に当たりまして，事務局から何かあれば発言願います。
沖係長	現地調査に引続きまして会議に御出席いただき，誠にありがとうございます。 これから，先ほど現地調査をしていただいた，広島県史跡松本古墳の追加指定について審議いただきたくと考えております。 活発な御議論を賜りますようお願いいたしまして，挨拶とさせていただきます。
鈴木部会長	それでは審議に入りますが，最初に，本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。 今回審議対象は，個人所有の土地であることから，会議を公開することにより所有者に不利益が生じる恐れがあること等，会議の公正又は円滑な運営に支障が生じる可能性がございます。 したがって，指定に関して県教育委員会が判断を下すまで非公開とすることとし，県教育委員会による指定可否の決定後，議事録をもって公開するということではいかがでしょうか。
委員	（異議なし）
鈴木部会長	御異議ございませんようですので，追加指定に向けた調査審議を進めるということで，次に追加指定の範囲についてご意見をお願いいたします。 里道についてはどう扱うのでしょうか。
沖係長	里道部分の土地所有者は国です。実質，この道の利用者は，墳頂の祠に参拝する人にほぼ限られることから，今後，開発行為が行われる見込みはほとんどないと考えられ，史跡指定を行って保護措置を講じる緊急性は低いと予想されます。一方，この部分のみ未指定のまま残す理由もないので，市と相談しつつ，当該里道の管理担当部局から同意が得られれば，今回合わせて指定することも不可能ではないと思われま。696-2 についても国の土地であり，同様に扱いたいと考えます。
藤野部会長職務代理	里道の補修をする場合，文化財保護法第 93 条の適用対象になるのでしょうか。
沖係長	里道の管理は市町村が行う事例が多いようですので，市が主体となって補修

	することになると思われませんが，国あるいは地方自治体が工事主体者となる場合は，文化財保護法第94条の適用対象となります。
藤野部会長職務代理	想定される問題がありますか。
沖 係 長	指定範囲に含めることも，含めないことも，問題は特にはないと考えます。府中市に所在する史跡備後国府跡にも指定候補地内に里道がありました。結果的には，当該里道を管理している市の担当部局の同意を得て史跡指定を受けました。
鈴木部会長	指定地の中に一部分未指定の土地があることで，整備を想定した場合，支障が出る可能性がありますか。
沖 係 長	その部分の整備に対し，補助金の執行に制約がかかる等の可能性があります。
鈴木部会長	将来の整備を考えると，当該国有地は指定対象とすることが適切でしょう。
沖 係 長	承知いたしました。史跡の保存・活用を見越すと，指定地とすることが適切と考えられるため，市と協議し，指定する方向で調整を進めます。
岡崎委員	国有地部分はこのタイミングで指定を考えていますか。
沖 係 長	すぐに同意が得られれば，今回の墳丘北側の指定と併せて指定することを考えています。
岸 委 員	墳丘南側（指定を視野に調査している部分）は，指定時期はいつを考えているのですか。
沖 係 長	発掘調査成果の取りまとめ時期によりますが，今年度発掘部分の記録類整理を平成31年度に着手すると伺っておりますので，最速でも平成32年度以降と考えています。
鈴木部会長	墳丘南側の旧地形が残っていると考えられる部分は，どのように価値づけをするか検討が必要になります。調査のデータが揃ったタイミングで申請するとよいのではないのでしょうか。
沖 係 長	その点を意識して今後調整を進めます。
藤野部会長職務代理	墳丘北側の東部分は，土地所有者は一人ですか。
沖 係 長	はい。
鈴木部会長	御意見が出尽くしたようなのでまとめます。福山市教育委員会による発掘調査の結果等から，申請地は松本古墳の墳丘の北側を画する周溝の範囲に相当し，指定地北縁ラインが周溝外側の縁と概ね一致すると認められることから，松本古墳の一部として追加指定が適切ということによろしいでしょうか。また墳丘南側部分は，今後の発掘調査結果に基づき，指定を検討するというによろしいでしょうか。
藤野部会長職務代理	申請範囲では，松本古墳の一部と考えられる遺構が確認されていることから，この範囲を指定することは妥当と考えます。
委 員	（異議なし）
鈴木部会長	質問ですが，築造年代が，市作成の冊子では5世紀前半，県のホームページでは5世紀後半とされています。どう考えたらよいですか。
沖 係 長	市作成冊子の方が刊行時期は古く，また当時帆立貝形の墳丘や周庭帯が想定されていたことから，これらから考えられた年代となっています。県ホームページの方は出土したとされる遺物から考えられた年代のようですが，出土状況が明確でないものが多く，確実性は必ずしも高いものとは言えません。
江草囑託員	安芸高田市の甲立古墳出土の埴輪と比較した資料があるので，後日提供します。
鈴木部会長	発掘調査の成果を踏まえると，築造年代の検討については，埴輪を基に検討していくのが有効ではないのでしょうか。

藤野部会長職務代理	鏡も研究が進んでいるので、参考にするとよいのではないのでしょうか。
鈴木部会長	築造年代については、調書作成までに検討が必要です。
沖係長	事務局で資料を収集・整理します。 国有地部分の同意については、市・国と協議し、結果は後日報告します。
鈴木部会長	調書は、誰が書きますか。部会長が書くことが多いのでしょうか。
沖係長	近年の事例を見る限り、必ずしも部会長が執筆という訳ではなく、部会に属する委員のうち、対象物件に対して最も深い知識をもつと認められる方に書いていただくことが多いようです。
鈴木部会長	では、この史跡の場合は、藤野委員か私ということになりますね。締切を聞いて検討したいのですが。今後のスケジュールはどうなりますか。
沖係長	今後の事務の流れとしては、調書（案）を執筆いただいたのち、再度部会を開催して内容を審議いただき、成案となったものを次回の総会に諮って、審議会としての答申をいただきたいと考えております。 次回の総会の日程については、委員の皆様との調整を経て決定となりますが、事務局としては今年8月ないし9月に開催する方向で調整させていただきたいと考えておりますので、そこから逆算すると、部会による調書（案）の審議は6月後半から7月には開催しておけば、その後の事務が円滑に進むと考えています。 御多忙のところとは思いますが、5月末頃をめどに調書（案）の執筆をお願いできれば、と考えています。 調書執筆に必要と思われる資料については、お申し付けいただければできる限りの準備をさせていただきます。 また、体裁等についても、近年の類似事例等、参考になるものを随時提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。
鈴木部会長	分かりました。それでは、部会長が執筆します。事務局にデータを揃えてもらい、事務局スケジュールに沿って5月いっぱいまでには原案を作ります。
鈴木部会長	まとめます。 申請範囲を追加指定することとし、可能なら併せて国有地も指定する。調書は、部会長が執筆することとします。
鈴木部会長	以上で本日の審議を終了いたします。事務局から何かあれば発言願います。
沖係長	本日は、現地調査、会議と、長時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。 本日の御意見を踏まえ、適切に、必要な事務を進めて参ります。今後とも、よろしくお願いいたします。